

青森県報

第四千四百九十一号

平成三十年
八月二十日
(月曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高年齢福祉課) ……一
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こどもみらい課) ……一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……二
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……二
- 道路の供用の開始……………(同) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(上北地域民局) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 出先機関
 - 土地改良区の役員の住所変更……………(三八地域民局) ……三
 - 教育委員会
 - 県文化財の指定……………(文化課) ……四
 - 選挙管理委員会
 - 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……四
 - 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……五
 - 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……五
 - 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……五

収用委員会

○公示による通知……………(監理課) ……六

告 示

青森県告示第五百八十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成三十年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	住所	指定年月日
居宅サービスの種類	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービス事業を行う所の所在地	
訪問介護	平川市日沼高田一二五の二	弘前市大字稲田二丁目五の二城東サングリーン六号室	平成三〇・九・一
訪問介護サービス	有限会社アスナロライフ		

青森県告示第五百九十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成三十年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
	青森県知事 三 村 申 吾	

青森県告示第五百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年九月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道八戸野辺地線	三沢市大字三沢字猫又一八の三から三沢市大字三沢字猫又二二の四九八まで	平成三〇・八・二〇

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社坂本建設
- 二 代表者の氏名 坂本直大
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町大字大浦字立野九の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第八七七七号
- 五 取消年月日 平成三十年八月一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年四月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社貴富建設工業
- 二 代表者の氏名 一戸兵衛
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町大字鶴喰字明堂一一の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二七）第一〇九九四号
- 五 取消年月日 平成三十年八月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成三十年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、馬

淵川土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年八月二十日

三八地域県民局長 津 島 正 春

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
監 事	柳 町 秀 光	旧住所 八戸市大字櫛引字一日市四八 新住所 八戸市大字櫛引字一日市四八の一	平成三〇・二・三

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第四号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第四条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝に指定する。

平成三十年八月二十日

青森県教育委員会

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
県重宝	大慈寺（糠塚） 本堂、山門、経蔵	三棟	八戸市長者一丁目六の五九	宗教法人 大慈寺

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年八月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団 体の 名 称	代 表 者 氏 名	会 計 責 任 者 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	一 以 上 の 市 町 村 等 の 区 域 を 単 位 と し て 設 け ら る 支 部	年 届 月 日 出
立憲民主 党 青森県連 合	山 内 崇	鶴 賀 谷 貴	青森市新町二 丁目六の二八	○	平成 三〇・七・二九

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団 体の 名 称	代 表 者 氏 名	会 計 責 任 者 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	年 届 月 日 出
高橋貴之後援会	米塚 博	木村 雅	八戸市大字堤町一 の二	平成 三〇・七・六
市民連盟あおも り	大竹 進	松田 耕一郎	青森市浪岡福田二 丁目一三の八	三〇・七・一〇
竹内博之と弘前 を「みんなが大 好きなまち」に する会	竹内 博之	阿保 朝隆	弘前市大字末広五 丁目七の二	三〇・七・二七
浜谷きょういち 後援会	丸山 順三	浜谷 桂子	東津軽郡外ヶ浜町 字三厩算用師右平 野四の二	三〇・七・二七

青森県選挙管理委員会告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年八月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名) 自由民主党弘前市支部 (谷川 政人)	異動事項	新	旧	異 月 日 動
代表者	代表者	谷川 政人	工藤 光志	平成 三〇・六・三〇

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名) シイガルクラブ (高橋 貴之)	異動事項	新	旧	異 月 日 動
代表者	代表者	木村 雅	佐藤 崇之	平成 三〇・七・二
長根岩夫後援会 (権代 清美)	会計責任者	岩城 賢治	上平 稔	三〇・七・九
Discover (原田 敏匡)	主たる事務 所の所在地	むつ市海老川町 一三の三五	むつ市大字田名 部字樋川目二三 の五	三〇・七・九
原田敏匡後援会 (原田 敏匡)	代表者	原田 敏匡	高屋 龍一	三〇・七・九
主たる事務 所の所在地	代表者	五所川原市大字 町一の二	五所川原市大字 漆川字玉椿一七 二の七	三〇・七・二

鈴木重正後援会 (織笠 石夫)	代表者	織笠 石夫	附田 省三	三〇・四・一
--------------------	-----	-------	-------	--------

青森県日本酒政治 連盟 (稲本 修明)	代表者	稲本 修明	北村 裕志	三〇・五・六
---------------------------	-----	-------	-------	--------

古林輝信後援会 (奥寺 幸雄)	代表者	奥寺 幸雄	甲田 保光	三〇・七・七
--------------------	-----	-------	-------	--------

青森県選挙管理委員会告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
浜谷きょういち後援会	丸山 順三	平成三〇・七・七
西村まさみ青森県後援会	山口 勝弘	三〇・六・三〇

青森県選挙管理委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年八月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

収用委員会

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定によることのできないので、同令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成三十年八月二十日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

- 一 通知すべき書類の名称
審理の開始について（通知）
- 二 通知を受けるべき者
別表のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所
青森県土整備部監理課内
- 四 その他
一の書類は、平成三十年九月五日を経過した時をもって通知があったものとみなされます。

原田 敏匡	資金管理団体の届出をした者の氏名	Discove 株式会社	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異年月日動
つ	主たる事務所の所在地	むつ市海老野一三の	むつ市大字田名部字槌				
三川五							
五川							
三〇・七・九							

氏 名	住 所
-----	-----

小濱 一男
住所不明 ただし、住民票上の住所地 福島県南相馬市鹿島区寺内字菫蒲苺場 154番地の1

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭